

【第 3 号議案】

四国健康支援食品普及促進協議会

令和 4 年度末剰余金の処分（案）

四国健康支援食品普及促進協議会の令和 4 年度末の剰余金は 4,514 円となる見込みで、これは、令和 5 年 4 月・5 月における本協議会の運営上最低限必要な額 20,000 円を下回ることから、四国健康支援食品普及促進協議会規約第 10 条の規定による一般財団法人四国産業・技術振興センターへの納付は行わないこととする。

以上